

# 食事提供サービス継続支援事業について

## 1. 事業概要

物価上昇の影響を受けている障害福祉サービス等事業所・施設が、食事提供サービスを円滑に継続できるように、食料品の購入費に対して支援を行う。

## 2. 経緯

- 市町村経由で行った6月、12月分の物価高騰対策支援事業では、食料品の物価高騰による影響について半分を助成。(県単価による計算)
- 残り半分については事業所の自己負担扱い。
- 本事業では事業所の自己負担扱いとなっていた残り半分の自己負担部分について補助を実施。
- 国の補正予算成立に伴い、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業として2月補正で計上。

## 3. 対象施設

食事提供を行っている障害福祉サービス等事業所

### <留意事項>

- おやつ・飲み物のみの提供は除く
- 申請時点で運営を継続している施設が対象
- 定員の基準日は令和7年4月1日
- 自治体の直営施設は対象外  
(指定管理施設は対象とする)
- 新規開始等により運営期間が11ヶ月以下の場合には月割で基準額を算定

## 4. 補助基準額

食料品

- ① 入所系(3食) 10,200円/人
- ② 入所系(2食) 6,800円/人
- ③ 通所系(1食) 3,400円/人

## 5. スケジュール(案)

- ～4月中旬 様式等を美の国あきたネット等で公開
- ～6月30日 交付申請
- ～年度末 補助金支払

## 6. 申請について

- 申請受付～審査については委託にて実施。  
申請に係る問合せ先については別途公開。
- 交付決定以降は県で対応する。

## 7. 備考

- 市町村経由で行った6月、12月分の物価高騰対策支援事業では、食料品の物価高騰による影響について半分を助成。(県単価による計算)
- 残り半分については事業所の自己負担扱い。
- 本事業では事業所の自己負担扱いとなっていた残り半分の自己負担部分について補助を実施。